

## 小児特定疾患カウンセリング料について



長かった夏休み、楽しい思い出はたくさん作れましたでしょうか？

生活のリズムが変わり、体や心に不調の出やすい時期です。今回は、「小児特定疾患カウンセリング料」についてお話したいと思います。

## 小児特定疾患カウンセリング料

入院中でない18歳未満の患者さん、及び患者さんと一緒にいらした家族の方に対して心の相談や発達に関する相談、不登校の相談などを日頃の生活や環境をしっかりと伺いした上でカウンセリングを行った場合に算定されるものです。

**月の1回目 500点 (5000円)**

**月の2回目 400点 (4000円) ※1点は10円**

初めて受診された際は500点、同じ月の2回目は400点、3回目以降の算定はありません。月が変わればまた同じように1回目、2回目がそれぞれ算定されます。

### ※子ども医療費受給者証を提示していただいた場合

敦賀市の小学生以上中学生以下の方は一月に500円を負担していただくのみです。美浜町の方、若狭町の方及び敦賀市の未就学児の方は自己負担金は発生しません

### 子ども医療費受給者証の提示がなかった場合

2割負担の場合1回目は1000円、2回目は800円、3割負担の場合1回目は1500円、2回目は1200円の負担金となります。



心や発達の相談ご希望のかたは。。

いつものWeb予約や予約専用ダイヤルではなく、受付へ直接ご連絡ください。こちらでお時間を調整のうえ予約をお取りいたします。

